

3.客観的な需給情報の提供 (基本指針)

変更点 (基本計画から基本指針へ)

これまでの計画流通制度は、国が策定する米に関する「基本計画」や、これに基づく「自主流通計画」に従って、自主流通米等を計画的に供給することで、消費者に対する安定供給を確保することを目的としていました。

新たな流通制度の下では、必要最小限の規制の下で安定供給を図ることとされ、計画流通制度が廃止されるとともに、「基本計画」についても廃止されました。

今後、国は、米の生産者や産地が、自らが販売戦略の一環として、需要に応じた米生産が行えるよう、この「基本計画」に代わって、可能な限り客観的なデータに基づく米の需要予測を含む需給情報として、米に関する「基本指針」を策定して公表します。

この「基本指針」は、従来の「基本計画」とは異なり、民間事業者による自由な販売活動を前提とした行動指針というべき性格のものであり、生産者の営農の指針であるだけでなく、米の安定供給のための関係者の取組が適切に行われるよう必要な情報を国が節目節目に提供するものです。

基本指針の概要

「基本指針」は、「動向編」、「需給見通し編」、「国の方針編」の3編からなり、それぞれ以下のような内容となっています。

動向編』 中長期、直近の米の需給や輸入の動向

需給見通し編』 ... 6月末在庫をベースとした米の需要予測及びこれに基づく生産目標数量

国の方針編』 米政策に関する国の考え方、当面の方針、備蓄運営方針等

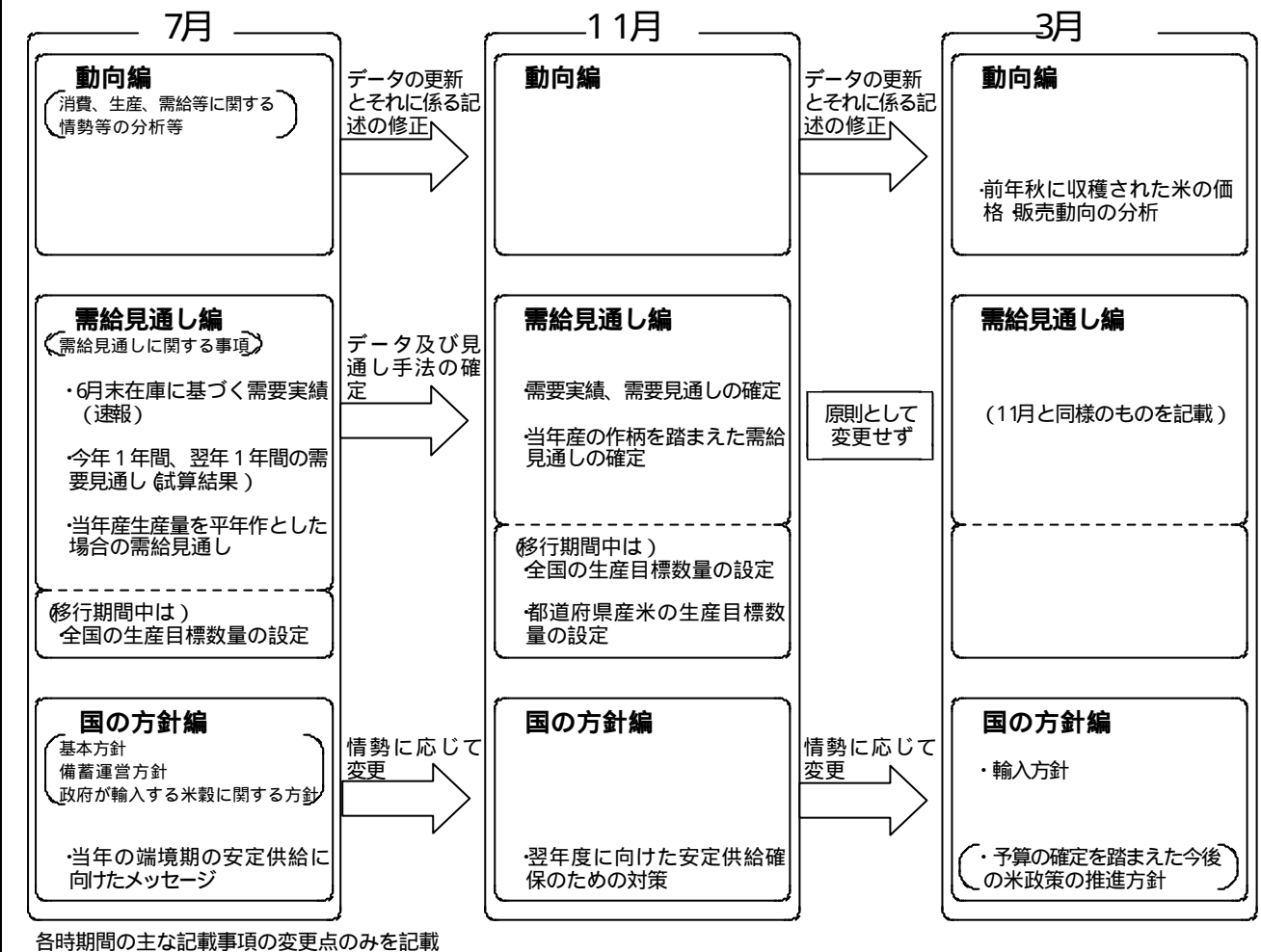
これら3編はそれぞれ、「需給見通し編」の背景を説明するものが「動向編」、「動向編」や「需給見通し編」の内容を踏まえて、今後、国が行うことをまとめたものが「国の方針編」という関係にあります。

また、これらの情報が読む人に正しく伝わるようにするために、「基本指針」を見れば、今の米の需給に関する動向がひととおり把握できるよう、いわゆる「お米白書」をイメージしたできるだけ分かりやすいものとする事とされました。

また、刻々と変化する米の需給事情については、タイムリーに伝えることが必要ですので、これまで年1回策定・公表してきた「基本計画」とは異なり、「基本指針」については、年3回策定・公表することとされました。

このため、国は、「食料・農業・農村政策審議会」の下に設置された「食糧部会」の助言を得て、透明な手続きの下、可能な限り客観的なデータに基づき、「基本指針」を策定し、節目となる7月、11月、3月に、これを公表します(既に平成15年度に3回策定・公表しました)。

基本指針の時期別イメージ



用語解説、補足説明事項等

米に関する「基本計画」とは？

米に関する「基本計画」は、生産者の営農の指針として、また、消費者・流通関係業者にとってのガイドラインとして、これまで、毎年3月に策定・公表されてきました。

その内容は以下のとおりであり、米に関する「基本指針」のような詳細な需給情報は含まれていませんでした。

米の需給及び価格の安定に関する国の方針

米の需給見通し及び米の生産の目標その他生産調整に関する事項

備蓄の目標数量及び備蓄運営方針

計画出荷数量、計画流通数量等

等

需要予測の役割は？

今後の需給調整については、消費者重視・市場重視の考え方の下に、生産者・生産者団体が市場を通じて需要の動向を敏感に把握し、主体的経営判断により、国が策定した需要見通しや前年の販売実績等を基にして来年の米の生産量を決めていくというシステムに転換していくことになっています。

こうした状況の下で、今後の米の需要見通し(需要予測)については、安定供給のための関係者の取組や国の施策が機動的に実施されるよう、可能な限り客観的なデータに基づき、毎年7月に策定し、データが確定することを受けて11月に改定します。

国が以上のような需要見通しを策定することは、生産者・生産者団体が米の生産量について主体的な判断を行ったり、国や米の流通関係者が安定供給のための取組を機動的に行うのに必要な判断材料を提供することになるものと考えています。

食糧部会とは？

正式には「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会」といい、農林水産大臣の諮問機関として位置付けられています。

「食糧部会」は、米や麦の需給及び価格の安定と米や麦を原料とした飲食料品の安定供給の確保に関する施策について調査審議を行うことを役割としています。